～個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を支出された個人の皆様へ～

令和７年４月
広　島　県

広島県は、あなた様が支出された法人に対する寄附金を個人県民税の税額控除の対象となる寄附金として指定しています。

つきましては、寄附金税額控除の内容、手続き等について以下のとおり御説明します。

個人市町民税については，各市町が条例により税額控除の対象となる寄附金を指定した場合に対象となります

支払った寄附金が県及び市町双方の寄附金税額控除の適用を受ける場合は，10%（※）の控除が適用されます。

※広島市在住の方　　県民税２％＋市町民税８％
広島市以外在住の方　　県民税４％＋市町民税６％

１　寄附金税額控除の適用を受けられる方

法人に対し寄附金を支払った個人の方で、寄附金を支出した年の翌年１月１日現在、広島県に住所を有する方は個人県民税の寄附金税額控除の適用が受けられます。

２　寄附金税額控除の額

次の計算式により算出された金額が、個人県民税の税額から控除されます。ただし、２千円以下の寄附金については控除されません。

（法人に対し支払った寄附金額　－　２千円）　×４％（広島市在住の方は２％）

３　寄附金税額控除の申告

所得税（国税）の寄附金控除と住民税（個人県民税）の寄附金税額控除の両方の適用を受けるためには、所得税の確定申告を行う必要があります。

※　申告に当たっては、法人に対し寄附金を支払ったことを証明するもの（法人が発行する『寄附金受領証明書』又は『領収証』など）が必要です。

４　寄附金税額控除の例外

寄附金を支払った年の翌年１月１日前に県外に転出された方は、転出先の都道府県において当該法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、住民税（道府県民税）の寄附金税額控除の適用は受けられません。